

浸水被害の軽減にあなたも貢献！

■防府市雨水貯留浸透施設設置について■



H21.7.21豪雨災害の被害状況
防府市撮影



H21.7.21豪雨災害の被害状況
防府市撮影



H21.7.21豪雨災害の被害状況
防府市撮影

防府市では浸水対策の充実を図るため、宅地内への雨水貯留浸透施設の設置を支援します。
家庭でもできる浸水対策に是非ご協力ください。

防 府 市

雨水貯留浸透施設の必要性について

開発が進む前

開発が進んだ後



出典：社団法人 雨水貯留浸透技術協会
「雨水貯留浸透施設の設置に対する支援措置のご紹介」より



雨水の多くは、地中に浸透したり、水田やため池に貯留され、河川への流出は抑えられています。



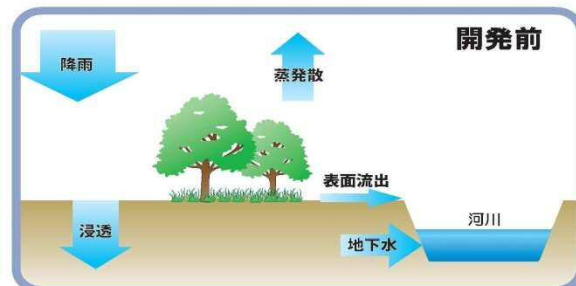
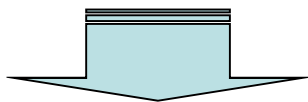
地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり、森林や水田・ため池がなくなることにより、雨水が短時間に集中して河川へ流出し、浸水被害が増加します。

浸水被害を軽減するためには？

河川改修や調整池の整備を進めることはもちろんのこと、雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留して徐々に流すことにより、少しでも自然の循環システムに近づけ、河川に流出する雨水をできるだけ抑制することが必要です。

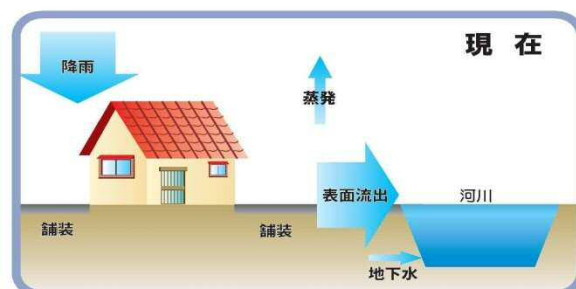
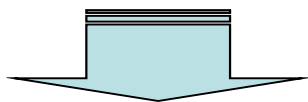


市街化が進む前は、降った雨の多くが地中へいったん浸透し、その後、木の葉や地表面から蒸発したりしていたため、地表から川へ流れ込む表面流出量は抑えられていました。



市街化が進むと、屋根や舗装など、雨が浸透しにくい場所が増え、短時間に地表から川へ流れ込む表面流出量が増加し、水害が発生しやすくなります。

また、地中に浸透する水の量が減るため、晴れた日が続くと川の流量が減ることが多くなります。

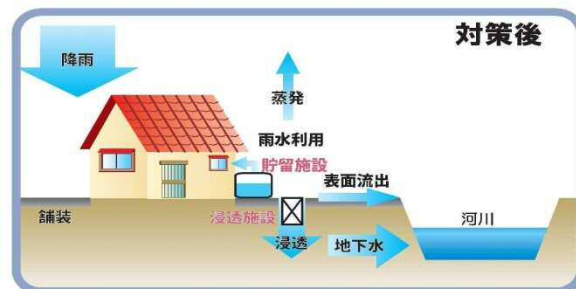


雨水貯留浸透施設による対策を進めると、降雨時の表面流出量を抑制し水害を防止することができます。

地中に浸透する水の量が増えるため、晴れた日が続いても川の流量が減ることが少なくなります。

貯留した雨水は水まき、洗車等に有効利用できます。

出典：社団法人 雨水貯留浸透技術協会
「雨水貯留浸透施設の設置に対する支援措置のご紹介」より



補助対象の基準及び補助金額について

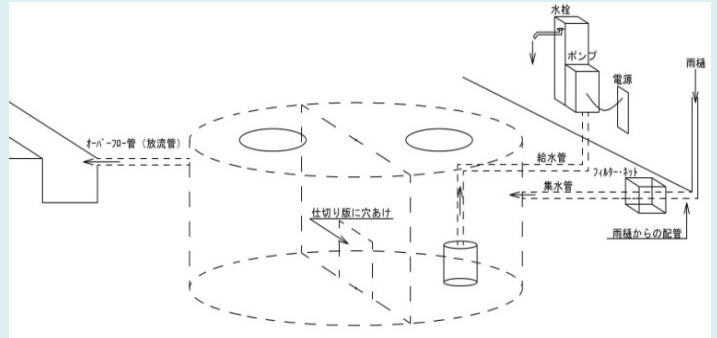
市内の補助対象区域に設置するもので、形式にこだわらず広く受け付けますが、下記の基準が同等以上の効果があるものに補助します。



浄化槽転用雨水貯留槽

下水道への接続により不要となる浄化槽等を雨水貯留施設等に転用したもの

1 施設につき工事総額の3分の2に相当する額（上限100,000円）



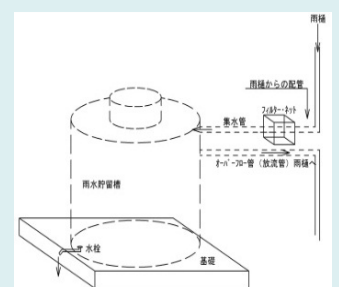
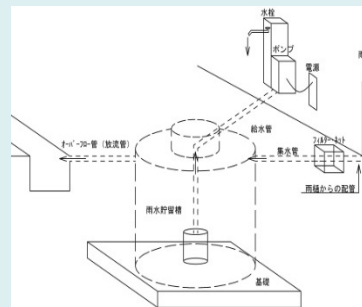
雨水貯留槽

敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及び関連施設

1 施設につき工事総額の3分の2に相当する額（上限30,000円）

地下型

地上型



雨水浸透ます

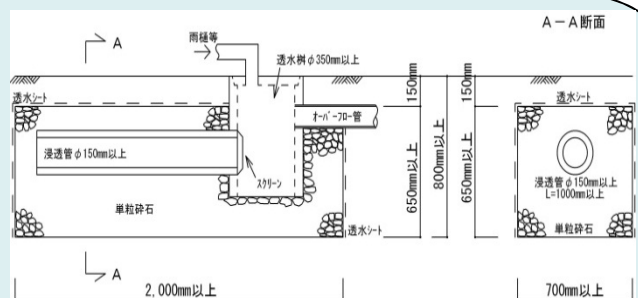
縦寸法：2000mm以上、横寸法：700mm以上
高さ寸法：650mm以上、浸透ます：350mm以上
浸透管：L=1000mm以上 Φ150mm以上
単粒碎石で周囲を覆う
碎石外周面を透水シートで覆う

I 型は1基につき工事総額の3分の2に相当する額（上限50,000円）

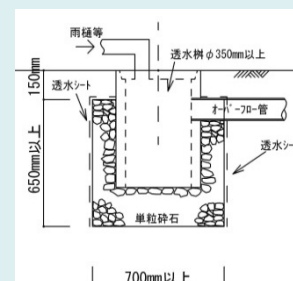
II 型は1基につき工事総額の3分の2に相当する額（上限30,000円）

※原則としてI型を標準としますが、設置が難しい場合はII型とすることができる。

I 型



II 型



補助対象区域

補助対象となる区域は市内全域です。

ただし、急傾斜地崩壊危険区域、地滑り防止区域を除きます。

補助手続きの流れ（雨水貯留浸透施設）

①補助金の申請

- ・ 交付申請書（第1号様式）にて申請してください。
- ・ 雨水貯留浸透施設の見積書も添付してください。



②補助金の交付決定

- ・ 審査のうえ交付決定通知書（第3号様式）により決定します。



③工事着手

- ・ 申請内容に変更があった場合は、変更申請書（第4号様式）により変更手続きをしてください。



④工事完了

- ・ 委託業者に請負代金を支払い、領収書をもらってください。



⑤実績報告書の提出

- ・ 実績報告書（第6号様式）を提出してください。
- ※見積書・領収書・工事写真を添付してください。



⑥完了確認検査

- ・ 担当課が現地及び写真にて確認検査を行います。



⑦補助額の決定

- ・ 交付確定通知書（第7号様式）により通知します。



⑧補助金の請求

- ・ 交付請求書（第8号様式）を提出してください。



⑨補助額の支払い

- ・ 補助金の請求後、市から指定の口座に振り込みます。

※ は申請者（設置者）が行う事務で、 は市が行う事務です。



問い合わせ先

〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市役所 河川港湾課 改良係
TEL 0835-25-2429 Email kasen@city.hofu.yamaguchi.jp